

◎特定用途制限地域内の建築物用途の制限

※本表は、宇多津町特定用途制限地域の建築物用途の制限のイメージ資料であり、詳細は町の条例による。

この他、建築物の形態に関しても、別途容積率、建ぺい率、斜線制限等の制限を受けます。

特定用途制限地域内の建築物の用途制限		特定用途制限地域		備考
		居住環境保全型	幹線沿道居住型	
<p>○ 建てられる用途</p> <p>■ 建てられない用途</p> <p>①, ②, ▲ 面積, 階数等の制限あり</p> <p>※居住環境保全型の区域には他に建築物の高さの制限あり(12m以下)</p>				
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	
兼用住宅(店舗・事務所等の部分が一定規模以下のもの)		○	○	
店舗等	店舗等の床面積の合計が150㎡以下のもの	▲	○	▲2階以下
	店舗等の床面積の合計が150㎡を超え、500㎡以下のもの	▲	○	
	店舗等の床面積の合計が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	▲	○	
	店舗等の床面積の合計が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	○	
	店舗等の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの	■	■	
事務所等	事務所等の床面積の合計が150㎡以下のもの	▲	○	▲2階以下
	事務所等の床面積の合計が150㎡を超え、500㎡以下のもの	▲	○	
	事務所等の床面積の合計が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	▲	○	
	事務所等の床面積の合計が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	○	
	事務所等の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの	■	■	
ホテル、旅館		■	■	
風俗施設等	ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	■	■	
	カラオケボックス等	■	■	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	
	劇場、映画館、演劇場、観覧場	■	■	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	■	■	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	
	図書館等	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	
	病院	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	
自動車教習所	■	▲	▲床面積の合計3,000m ² 以下	
単独車庫(付属車庫を除く)	▲	▲	▲300m ² 以下、2階以下	
建築物付属自動車車庫 (建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限)	①	②	①3,000m ² 以下、2階以下 ②2階以下	
倉庫	自家用で危険物を貯蔵しないもの	①	②	①2階以下1,500m ² 以下、2階以下 ②3,000m ² 以下
	倉庫業を営むもの	■	■	
畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)		■	■	
工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの	○	○	原動機の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場(作業場の床面積の合計が50㎡以下)	■	○	原動機の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	
自動車修理工場		■	▲	原動機の制限あり ▲床面積の合計150m ² 以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	①	②	①床面積の合計1,500m ² 以下、2階以下 ②床面積の合計3,000m ² 以下
	量が少ない施設	■	■	
	量がやや多い施設	■	■	
	量が多い施設	■	■	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		■	■	※都市計画区域内においては都市計画決定が必要